

医科点数表等に規定する回数を超えて行う

診療に係る特別の料金について

厚生労働大臣の定めるところにより、一部の診療費が保険給付対象外となり、当院が定める料金を徴収する制度となっています。これに基づき当院では、以下の項目についての金額を請求させていただきます。

(消費税込)

1. 180 日を超えた入院(他の医療機関の入院期間を含む)

1 日につき 2,430 円 (10 : 1 入院基本料の 15%)

2. リハビリテーション料

脳血管疾患等リハビリテーション料 (180 日を超えたもの)

1 単位につき 2,450 円

1,470 円

(1 月 13 単位を超えた場合)

運動器リハビリテーション料 (150 日を超えたもの)

1 単位につき 1,850 円

1,110 円

(1 月 13 単位を超えた場合)

呼吸器リハビリテーション料 (90 日を超えたもの)

1 単位につき 1,750 円

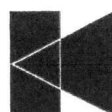
(1 月 13 単位を超えた場合)

廃用症候群リハビリテーション料 (120 日を超えたもの)

1 単位につき 1,800 円

1,080 円

(1 月 13 単位を超えた場合)



公益財団法人柏市医療公社

柏市立柏病院

Kashiwa Municipal Hospital